

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁政課	検索番号	1 - 8
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	15の2 - 2		
許認可等	漁業協同組合の共済規程の変更又は廃止の認可				
(根拠規定) 水産業協同組合法第15条の2第2項 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
(許認可等の基準) 漁業協同組合の共済規程例(平成12年4月3日伺定め:漁業協同組合及び水産加工業協同組合の共済規程例(昭和59年1月23日付59水漁第67号水産庁長官通知)に準拠) 当該共済規程例の内容に適合していること。					
(その他)					